

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>スポーツ振興投票の実施等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第二章 スポーツ振興投票の対象となる試合等(第四条―第五条の二)</p> <p>第三章―第七章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、スポーツの振興のために必要な資金を得るため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定め、スポーツを支える者の協力の下にスポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保等を図り、もってスポーツの振興に寄与し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p>	<p>スポーツ振興投票の実施等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第二章 スポーツ振興投票の対象となる試合(第四条―第五条の二)</p> <p>第三章―第七章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、スポーツの振興のために必要な資金を得るため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定め、もってスポーツの振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p>

第二条 この法律において「スポーツ振興投票」とは、次に掲げる行為をいう。

一 サッカー又はバスケットボールの一又は二以上の試合の結果についてあらかじめ発売されたスポーツ振興投票券によつて投票をさせ、当該投票と当該試合の結果との合致の割合が文部科学省令で定める割合（以下この号、第十三条第一項及び第十四条において「試合に係る合致割合」という。）に該当したスポーツ振興投票券を所有する者に対して、試合に係る合致割合ごとに一定の金額を払戻金として交付すること。

二 サッカー又はバスケットボールの一又は二以上の競技会の経過又は結果についてスポーツ振興投票券によつて投票をさせ、当該投票と当該競技会の経過又は結果との合致の割合が文部科学省令で定める割合（以下この号並びに第十三条第一項及び第十三項において「競技会に係る合致割合」という。）に該当したスポーツ振興投票券を所有する者に対して、競技会に係る合致割合ごとに一定の金額を払戻金として交付すること。

第二章 スポーツ振興投票の対象となる試合等

（対象試合等）

第四条 スポーツ振興投票の対象となる試合又は競技会は、第二十

第二条 この法律において「スポーツ振興投票」とは、サッカーの複数の試合の結果についてあらかじめ発売されたスポーツ振興投票券によつて投票をさせ、当該投票とこれらの試合の結果との合致の割合が文部科学省令で定める割合（以下「合致の割合」という。）に該当したスポーツ振興投票券を所有する者に対して、合致の割合ごとに一定の金額を払戻金として交付することをいう。

第二章 スポーツ振興投票の対象となる試合

（対象試合）

第四条 スポーツ振興投票の対象となる試合は、第二十三条第一項

三条第一項の規定による指定を受けた法人（次条、第十条第二項各号、第十二条及び第二十一条第一項第四号において「機構」という。）が開催する第二十四条第一号に規定する試合又は競技会（次条、第五条の二、第七条第一項、第十条第二項第四号及び第二十七条の二第一項において「対象試合等」という。）とする。

（登録）

第五条 対象試合等に出場する選手、監督及びコーチ（専ら競技に
関し指導及び助言を行う者をいう。以下同じ。）並びに対象試合等
の審判員は、文部科学省令で定めるところにより、機構に登録さ
れた者でなければならない。

2 機構は、対象試合等の公正な実施を確保するため必要があると
認めるときは、文部科学省令で定めるところにより、前項の規定
による登録を抹消することができる。

（特定対象試合等）

第五条の二 センターは、対象試合等のほか、サッカー又はバスケ
ットボールの試合又は競技会を通じてスポーツの振興を図ること
を目的とする組織で文部科学大臣が指定するものが開催するサッ
カー又はバスケットボールの試合又は競技会で文部科学省令で定
める基準に適合するもの（第七条第三項、第十条第三項第四号及

の規定による指定を受けた法人（次条、第十条第二項第一号及び
第二号並びに第十二条において「機構」という。）が開催する第二
十四条第一号に規定するサッカーの試合（次条、第五条の二、第
七条第一項及び第十条第二項第四号において「対象試合」という。）
とする。

（登録）

第五条 対象試合に出場する選手、監督及びコーチ（専ら競技に
関し指導及び助言を行う者をいう。以下同じ。）並びに対象試合の審
判員は、文部科学省令で定めるところにより、機構に登録された
者でなければならない。

2 機構は、対象試合の公正な実施を確保するため必要があると認
めるときは、文部科学省令で定めるところにより、前項の規定に
よる登録を抹消することができる。

（特定対象試合）

第五条の二 センターは、対象試合のほか、サッカーの試合を通じ
てスポーツの振興を図ることを目的とする組織で文部科学大臣が
指定するものが開催するサッカーの試合で文部科学省令で定める
基準に適合するもの（第七条第三項、第十条第三項第四号及び第
四十条第一項第二号において「特定対象試合」という。）をスポー

び第四十条第一項第二号において「特定対象試合等」という。）をスポーツ振興投票の対象とすることができる。

（試合の指定等）

第七条 センターは、文部科学省令で定めるところにより、実施するスポーツ振興投票ごとに、あらかじめ、対象試合等のうちからそのスポーツ振興投票の対象となる試合又は競技会を指定するものとする。

2 「略」

3 前二項の規定は、特定対象試合等に係るスポーツ振興投票に準用する。

第十条 「略」

2 次の各号のいずれかに該当する者は、第七条第一項の規定により指定された個々の試合（第十二条及び第三十二条において「指定試合」という。）又は同項の規定により指定された個々の競技会（第十二条及び第三十二条において「指定競技会」という。）（以下この項、第十七条第一項、第三十七条、第三十八条、第四十一条及び第四十二条において「指定試合等」と総称する。）であつて

ツ振興投票の対象とすることができる。

（試合の指定等）

第七条 センターは、文部科学省令で定めるところにより、実施するスポーツ振興投票ごとに、あらかじめ、対象試合のうちからそのスポーツ振興投票の対象となる試合を指定するものとする。

2 「略」

3 前二項の規定は、特定対象試合に係るスポーツ振興投票に準用する。この場合において、第一項中「あらかじめ」とあるのは、「あらかじめ、そのスポーツ振興投票の対象となる試合の数が三を下回らない数となるよう」と読み替えるものとする。

第十条 「略」

2 次の各号のいずれかに該当する者は、第七条第一項の規定により指定された個々の試合（第十二条、第十七条第一項、第三十二条、第三十七条、第三十八条、第四十一条及び第四十二条において「指定試合」という。）に係るスポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

当該各号に定めるものに係るスポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一 機構の役員及び職員 当該機構が開催する指定試合等

二 第二十四条第一号に規定するチームを保有する機構の社員（その社員が法人である場合には、その法人の役員） 当該機構が開催する指定試合等

三 第五条第一項の規定による登録を受けた選手、監督、コーチ及び審判員 当該登録に係る機構が開催する指定試合等

四 天候の悪化その他やむを得ない事由により対象試合等の中止を決定し、又はその決定に関与する権限を有する者（前三号に掲げる者を除く。） 当該対象試合等を開催する機構が開催する指定試合等

3 次の各号のいずれかに該当する者は、第七条第三項において準用する同条第一項の規定により指定された個々の試合（第十二条の二、第十三条第一項及び第三十二条において「特定指定試合」という。）又は第七条第三項において準用する同条第一項の規定により指定された個々の競技会（第十二条の二、第十三条第一項及び第三十二条において「特定指定競技会」という。）（以下この項、第十七条第一項、第四十条第一項第二号及び第四十一条において「特定指定試合等」と総称する。）であつて当該各号に定めるものに係るスポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一 機構の役員及び職員

二 第二十四条第一号に規定するサッカーチームを保有する機構の社員（その社員が法人である場合には、その法人の役員）

三 第五条第一項の規定による登録を受けた選手、監督、コーチ及び審判員

四 天候の悪化その他やむを得ない事由により対象試合の中止を決定し、又はその決定に関与する権限を有する者（前三号に掲げる者を除く。）

3 次の各号のいずれかに該当する者は、第七条第三項において準用する同条第一項の規定により指定された個々の試合（以下この項、第十二条の二、第十三条、第十七条第一項、第三十二条、第四十条第一項第二号及び第四十一条において「特定指定試合」という。）であつて当該各号に定めるものに係るスポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一 サッカー又はバスケットボールの試合又は競技会を通じてスポーツの振興を図ることを目的とする組織で第五条の二の指定を受けたもの（以下この項及び第四十条第一項第二号において「指定組織」という。）の役員及び職員 当該指定組織が開催する特定指定試合等

二 指定組織が開催するサッカー又はバスケットボールの試合又は競技会に係るサッカーチーム又はバスケットボールチームを編成し、又は保有する者（その者が法人である場合には、その法人の役員） 当該指定組織が開催する特定指定試合等

三 指定組織がその開催するサッカー又はバスケットボールの試合又は競技会に出場することができる者を確定するために行う登録を受けた選手、監督及びコーチ並びに当該試合又は競技会の審判員として登録を受けた者 当該指定組織が開催する特定指定試合等

四 天候の悪化その他やむを得ない事由により特定対象試合等の中止を決定し、又はその決定に関与する権限を有する者（前三号に掲げる者を除く。） 当該特定対象試合等を開催する指定組織が開催する特定指定試合等

（指定試合の結果等の通知）

第十二条 機構は、文部科学省令で定めるところにより、指定試合

一 サッカーの試合を通じてスポーツの振興を図ることを目的とする組織で第五条の二の指定を受けたもの（以下この項及び第四十条第一項第二号において「指定組織」という。）の役員及び職員 当該指定組織が開催する特定指定試合

二 指定組織が開催するサッカーの試合に係るサッカーチームを編成し、又は保有する者（その者が法人である場合には、その法人の役員） 当該指定組織が開催する特定指定試合

三 指定組織がその開催するサッカーの試合に出場することができる者を確定するために行う登録を受けた選手、監督及びコーチ並びに当該試合の審判員として登録を受けた者 当該指定組織が開催する特定指定試合

四 天候の悪化その他やむを得ない事由により特定対象試合の中止を決定し、又はその決定に関与する権限を有する者（前三号に掲げる者を除く。） 当該特定対象試合を開催する指定組織が開催する特定指定試合

（指定試合の結果の通知）

第十二条 機構は、文部科学省令で定めるところにより、指定試合

の結果又は指定競技会の経過若しくは結果を確定し、その全てが確定した日から十日以内に、それをセンターに通知しなければならない。

(特定指定試合の結果等の確認等)

第十二条の二 センターは、文部科学省令で定めるところにより、特定指定試合の結果又は特定指定競技会の経過若しくは結果について確認しなければならない。

2 [略]

(払戻金の交付)

第十三条 センターは、第十二条の規定による通知を受けたとき又は前条第一項の規定により特定指定試合の結果若しくは特定指定競技会の経過若しくは結果を確認したときは、文部科学省令で定めるところにより、スポーツ振興投票券の売上金額(スポーツ振興投票券の発売金額から第十七条第三項の返還金の総額を差し引いた金額をいう。)に二分の一を超えない範囲内において政令で定める率を乗じて得た金額(以下この条において「払戻対象基礎額」という。)について、次の各号に掲げるスポーツ振興投票の区分に応じ、当該各号に定める金額(当該各号に定める金額がスポーツ振興投票券の券面金額に満たない場合にあつては当該券面金額と

の結果を確定し、その全てが確定した日から十日以内に、それをセンターに通知しなければならない。

(特定指定試合の結果の確認等)

第十二条の二 センターは、文部科学省令で定めるところにより、特定指定試合の結果について確認しなければならない。

2 [略]

(払戻金の交付)

第十三条 センターは、第十二条の規定による通知を受けたとき又は前条第一項の規定により特定指定試合の結果を確認したときは、文部科学省令で定めるところにより、スポーツ振興投票券の売上金額(スポーツ振興投票券の発売金額から第十七条第三項の返還金の総額を差し引いた金額をいう。以下同じ。)に二分の一を超えない範囲内において政令で定める率を乗じて得た金額を合致の割合ごとに配分し、当該配分した金額にそれぞれ次条の加算金を加えた金額(以下「配分金額」という。)を合致の割合ごとに各合致投票券(合致の割合に該当するスポーツ振興投票券をいう。以下同じ。)にあん分した金額(当該あん分した金額がスポーツ振

し、当該各号に定める金額が試合に係る合致割合又は競技会に係る合致割合ごとに政令で定める金額（以下この条及び次条第二項において「払戻金の最高限度額」という。）を超える場合にあつては払戻金の最高限度額とする。）を、合致投票券（試合に係る合致割合又は競技会に係る合致割合に該当するスポーツ振興投票券をいう。以下同じ。）と引換えに、これを所有する者に払戻金として交付する。

一 第二条第一号に掲げるスポーツ振興投票であつてその対象となる試合の数が一であるもの 払戻対象基礎額を各合致投票券に按分した金額

二 第二条第一号に掲げるスポーツ振興投票であつてその対象となる試合の数が二以上であるもの 払戻対象基礎額を試合に係る合致割合ごとに配分し、当該配分した金額にそれぞれ次条の加算金を加えた金額（同条において「配分金額」という。）を試合に係る合致割合ごとに各合致投票券に按分した金額

三 第二条第二号に掲げるスポーツ振興投票 払戻対象基礎額を競技会に係る合致割合ごとに配分し、当該配分した金額を競技会に係る合致割合ごとに各合致投票券に按分した金額

2 センターは、前項の払戻金のほか、同項第一号に掲げるスポーツ振興投票において、合致投票券がないときは払戻対象基礎額を当該スポーツ振興投票に係る各スポーツ振興投票券に按分した金

興投票券の券面金額に満たない場合にあつては当該券面金額とし、当該あん分した金額が合致の割合ごとに政令で定める金額（以下この条及び次条第二項において「払戻金の最高限度額」という。）を超える場合にあつては払戻金の最高限度額とする。）を、合致投票券と引換えに、これを所有する者に払戻金として交付する。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

額を、払戻金の最高限度額を超える金額があるときは当該超える部分の金額の総額を当該スポーツ振興投票に係る各スポーツ振興投票券に按分した金額を、それぞれ、当該スポーツ振興投票券と引換えに、これを所有する者に払戻金として交付する。

3 センターは、第一項の払戻金のほか、同項第三号に掲げるスポーツ振興投票において、いずれかの競技会に係る合致割合について合致投票券がないときは払戻対象基礎額のうち当該競技会に係る合致割合に配分されるべき金額を当該スポーツ振興投票に係る各スポーツ振興投票券に按分した金額を、払戻金の最高限度額を超える金額があるときは当該超える部分の金額の総額を当該スポーツ振興投票に係る各スポーツ振興投票券に按分した金額を、それぞれ、当該スポーツ振興投票券と引換えに、これを所有する者に払戻金として交付する。

(加算金)

第十四条 前条第一項第二号に掲げるスポーツ振興投票について、同項の規定により配分金額を算出した場合において、いずれかの試合に係る合致割合について合致投票券がないときは、その試合に係る合致割合に係る配分金額は、次回のスポーツ振興投票におけるその試合に係る合致割合に係る加算金とする。

2 前条第一項第二号に掲げるスポーツ振興投票について、同項の

〔新設〕

(加算金)

第十四条 前条の規定により配分金額を算出した場合において、いずれかの合致の割合について合致投票券がないときは、その合致の割合に係る配分金額は、次回のスポーツ振興投票におけるその合致の割合に係る加算金とする。

2 前条の規定により配分金額を各合致投票券にあん分した金額が

規定により配分金額を各合致投票券に按分した金額が払戻金の最高限度額を超える場合においては、当該超える部分の金額の試合に係る合致割合ごとの総額は、次回のスポーツ振興投票におけるその試合に係る合致割合に係る加算金とする。

(端数処理)

第十五条 第十三条の払戻金を交付する場合において、その金額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

2 [略]

(スポーツ振興投票券の発売の特例)

第十七条 指定試合等又は特定指定試合等の開催が文部科学省令で定める数に満たなかったときその他文部科学省令で定める事由に該当することとなったときは、その指定試合等又は特定指定試合等に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかったものとみなす。

2・3 [略]

(収益の使途)

第二十一条 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、文部科学省令で定めるところにより、地方公共団体又はスポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とす

払戻金の最高限度額を超える場合においては、当該超える部分の金額の合致の割合ごとの総額は、次回のスポーツ振興投票におけるその合致の割合に係る加算金とする。

(端数処理)

第十五条 第十三条の払戻金を交付する場合において、その金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

2 [略]

(スポーツ振興投票券の発売の特例)

第十七条 指定試合又は特定指定試合の開催が文部科学省令で定める数に満たなかったときその他文部科学省令で定める事由に該当することとなったときは、その指定試合又は特定指定試合に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかったものとみなす。

2・3 [略]

(収益の使途)

第二十一条 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、文部科学省令で定めるところにより、地方公共団体又はスポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とす

る団体をいう。以下この条及び第三十条第三項において同じ。）が行う次に掲げる事業（第五号、第八号及び第九号に掲げる事業にあつては、その一環として行われる活動が独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号。以下「センター法」という。）第十五条第一項第二号又は第四号の活動に該当する事業を除く。）に要する資金の支給に充てることができる。

一 地域におけるスポーツの振興を目的とする事業を行うための拠点として設置する施設（設備を含む。次号において同じ。）の整備

二 〔略〕

三 冷房設備、暖房設備、照明設備その他のスポーツを行う者の安全の確保に資するために必要な設備の整備（前二号に掲げるものを除く。）

四 機構の社員の保有するサッカーチーム又はバスケットボールチームの選手に対する他の職業に就くために必要な知識技能に関する研修、大規模な災害、テロリズム又は感染症等が発生した場合における生活に関する相談その他の職業及び生活の安定に資するための事業

五 スポーツ教室、競技会等のスポーツ行事並びに青少年の心身の健全な発達及び体力の保持増進を目的とする地域におけるスポーツ活動

る団体をいう。以下この条及び第三十条第三項において同じ。）が行う次の各号に掲げる事業に要する資金の支給に充てることができる。

一 地域におけるスポーツの振興を目的とする事業を行うための拠点として設置する施設（設備を含む。以下この項において同じ。）の整備

二 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

三 前二号の施設におけるスポーツ教室、競技会等のスポーツ行事その他のこれらの施設において行うスポーツの振興を目的とする事業（その一環として行われる活動が独立行政法人日本ス

六 大規模な災害、テロリズム又は感染症等が発生した場合における前号に掲げる事業に対する支援

七 スポーツを行う者の安全を確保するために行われる医療従事者等に対する研修等及び医療従事者等の派遣

八 スポーツの指導者、審判員その他スポーツを支援する者の養成及び資質の向上、スポーツ団体の運営基盤の強化、スポーツに係る国際的な交流及び貢献並びにスポーツに関する調査研究

九 前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興を目的とする事業

2・3 [略]

4 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、文部科学省令で定めるところにより、その行う第一項第二号から第九号までに規定する事業に要する経費に充て、及びセンター法第二十七条第一項に規定するスポーツ振興基金に組み入れることができる。

5 [略]

「スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号。以下「センター法」という。）第十五条第一項第二号及び第四号に該当する事業を除く。次号において同じ。」

〔新設〕

〔新設〕

四 前号に掲げるもののほか、スポーツの指導者の養成及び資質の向上、スポーツに関する調査研究その他のスポーツの振興を目的とする事業

〔新設〕

2・3 [略]

4 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、文部科学省令で定めるところにより、その行う第一項第二号から第四号までに規定する事業に要する経費に充て、及びセンター法第二十七条第一項に規定するスポーツ振興基金に組み入れることができる。

5 [略]

(機構の指定)

第二十三条 文部科学大臣は、サッカーの試合若しくは競技会を通じてスポーツの振興を図ることを目的とする一般社団法人又はバスケツトボールの試合若しくは競技会を通じてスポーツの振興を図ることを目的とする一般社団法人であつて、次条に規定する業務を公正かつ円滑に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じてそれぞれ一に限り、スポーツ振興投票対象試合開催機構(以下「機構」という。)として指定することができる。

2～5 [略]

(業務)

第二十四条 機構は、その開催するサッカーの試合若しくは競技会又はバスケツトボールの試合若しくは競技会に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 機構の社員の保有するチーム(選手としての役務の提供に対し報酬を得る者をその構成員とすることができるものに限る。)相互間における試合又は競技会を計画的かつ安定的に開催すること。

- 二 第十二条の規定による試合の結果又は競技会の経過若しくは結果の確定及びその通知を行うこと。

(機構の指定)

第二十三条 文部科学大臣は、サッカーの試合を通じてスポーツの振興を図ることを目的とする一般社団法人であつて、次条に規定する業務を公正かつ円滑に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、スポーツ振興投票対象試合開催機構(以下「機構」という。)として指定することができる。

2～5 [略]

(業務)

第二十四条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 機構の社員の保有するサッカーチーム(選手としての役務の提供に対し報酬を得る者をその構成員とすることができるものに限る。)相互間におけるサッカーの試合を計画的かつ安定的に開催すること。

- 二 第十二条の規定による試合の結果の確定及びその通知を行うこと。

三 第一号のチームの選手、監督及びコーチ並びに同号の試合又は競技会の審判員について第五条の規定による登録及び登録の抹消を行うこと。

四 第一号の試合の競技規則を定めること。

(センターによる支援等)

第二十七条の二 センターは、対象試合等の計画的かつ安定的な開催に資するため、機構に対し、第二十四条第一号に掲げる業務に要する費用の一部について支援することができる。

2 機構は、前項の規定による支援を受けて第二十四条第一号に掲げる業務を行うに当たっては、同号のチームを保有する社員その他の関係者の意見を聴かなければならない。

第三十二条 第三条の規定による場合を除き、不特定又は多数の者に財産上の利益を提供させ、又は提供することを約させて指定試合の結果若しくは指定競技会の経過若しくは結果又は特定指定試合の結果若しくは特定指定競技会の経過若しくは結果の予想をさせ、当該予想と当該指定試合の結果若しくは当該指定競技会の経過若しくは結果又は当該特定指定試合の結果若しくは当該特定指定試合の結果若しくは当該指定競技会の経過若しくは結果又は当該特定指定競技会の経過若しくは結果又は当該特定指定競技会の経過若しくは結果との合致に応じて財産上の利益を提供することを約して利益を図った者は、五年以下の懲役若しくは

三 第一号のサッカーチームの選手、監督及びコーチ並びに同号のサッカーの試合の審判員について第五条の規定による登録及び登録の抹消を行うこと。

四 第一号のサッカーの試合の競技規則を定めること。

〔新設〕

第三十二条 第三条の規定による場合を除き、不特定又は多数の者に財産上の利益を提供させ、又は提供することを約させて指定試合又は特定指定試合の結果の予想をさせ、当該予想と当該指定試合又は当該特定指定試合の結果との合致に応じて財産上の利益を提供することを約して利益を図った者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十七条 機構の役員若しくは職員又は第十条第二項第二号から第四号までに掲げる者（次条において「対象試合等関係者」という。）が、その担当する第二十四条に規定する業務に係る職務又はその関与する指定試合等に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正な行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

第三十八条 機構の役員若しくは職員又は対象試合等関係者になろうとする者が、その担当すべき第二十四条に規定する業務に係る職務又はその関与すべき指定試合等に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、機構の役員若しくは職員又は対象試合等関係者となった場合において、二年以下の懲役に処する。

2 機構の役員若しくは職員又は対象試合等関係者であった者が、その在職中に請託を受けてその担当した第二十四条に規定する業務に係る職務又はその関与した指定試合等に関して不正な行為をし、又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

第三十七条 機構の役員若しくは職員又は第十条第二項第二号から第四号までに掲げる者（次条において「対象試合関係者」という。）が、その担当する第二十四条に規定する業務に係る職務又はその関与する指定試合に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正な行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

第三十八条 機構の役員若しくは職員又は対象試合関係者になろうとする者が、その担当すべき第二十四条に規定する業務に係る職務又はその関与すべき指定試合に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、機構の役員若しくは職員又は対象試合関係者となった場合において、二年以下の懲役に処する。

2 機構の役員若しくは職員又は対象試合関係者であった者が、その在職中に請託を受けてその担当した第二十四条に規定する業務に係る職務又はその関与した指定試合に関して不正な行為をし、又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 〔略〕

二 不正の利益を得るために指定組織の役員若しくは職員又は第十条第三項第二号から第四号までに掲げる者に対してその担当する特定対象試合等の開催その他の政令で定める業務に係る職務又はその関与する特定指定試合等に関して金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者

2 〔略〕

第四十一条 偽計又は威力を用いて指定試合等又は特定指定試合等の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第四十二条 指定試合等においてその公正を害すべき方法による試合又は競技会を共謀した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附 則

1 3 〔略〕

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 〔略〕

二 不正の利益を得るために指定組織の役員若しくは職員又は第十条第三項第二号から第四号までに掲げる者に対してその担当する特定対象試合の開催その他の政令で定める業務に係る職務又はその関与する特定指定試合等に関して金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者

2 〔略〕

第四十一条 偽計又は威力を用いて指定試合又は特定指定試合の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第四十二条 指定試合においてその公正を害すべき方法による試合を共謀した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附 則

1 3 〔略〕

(平成二十八事業年度から令和五事業年度までの各事業年度における収益の使途の特例)

4 センターの平成二十八事業年度から令和五事業年度までの各事業年度における第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「八分の三」とする。

(平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における収益の使途の特例)

4 センターの平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「八分の三」とする。

改正案	現行
<p>(スポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限)</p> <p>第十九条 次に掲げる業務に係る運営費の金額は、スポーツ振興投票券の発売金額に応じて当該発売金額の百分の十五を超えない範囲内において文部科学省令で定める金額(スポーツ振興投票券の発売金額が文部科学省令で定める金額に達しない場合にあつては、文部科学省令で定める期間内に限り、別に文部科学省令で定める金額)を超えてはならない。</p> <p>一 三 [略]</p> <p>四 投票法第二十七条の二第一項の規定による支援</p> <p>五 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>(国庫納付金等)</p> <p>第二十二条 センターは、政令で定めるところにより、投票法第二十条に規定するスポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益(当該事業年度の次に掲げる金額の合計額からスポーツ振興投票等業務に係る運営費の金額を控除した金額をいう。)の三分の一に相当する金額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。</p> <p>一 投票法第十三条第一項に規定するスポーツ振興投票券の売上</p>	<p>(スポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限)</p> <p>第十九条 次に掲げる業務に係る運営費の金額は、スポーツ振興投票券の発売金額に応じて当該発売金額の百分の十五を超えない範囲内において文部科学省令で定める金額(スポーツ振興投票券の発売金額が文部科学省令で定める金額に達しない場合にあつては、文部科学省令で定める期間内に限り、別に文部科学省令で定める金額)を超えてはならない。</p> <p>一 三 [略]</p> <p>〔新設〕</p> <p>四 前三号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>(国庫納付金等)</p> <p>第二十二条 センターは、政令で定めるところにより、投票法第二十条に規定するスポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益(当該事業年度の次に掲げる金額の合計額からスポーツ振興投票等業務に係る運営費の金額を控除した金額をいう。)の三分の一に相当する金額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。</p> <p>一 投票法第十三条に規定するスポーツ振興投票券の売上金額に</p>

金額に「一から同項」に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た金額

二〇四 〔略〕

2 〔略〕

附 則

（収益の算定方法の特例）

第八条の二 第二十二條の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「運営費の金額」とあるのは「運営費の金額及び投票法第十三条第一項に規定するスポーツ振興投票券の売上金額の百分の五を超えない範囲内において文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

2 〔略〕

（特定業務に必要な費用への充当等）

第八条の三 センターは、前条第一項の規定により読み替えて適用する第二十二條第一項に規定する投票法第十三条第一項に規定するスポーツ振興投票券の売上金額の百分の五を超えない範囲内において文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額（以下「特

一から同条」に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た金額

二〇四 〔略〕

2 〔略〕

附 則

（収益の算定方法の特例）

第八条の二 第二十二條の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「運営費の金額」とあるのは「運営費の金額及び投票法第十三条に規定するスポーツ振興投票券の売上金額の百分の五を超えない範囲内において文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

2 〔略〕

（特定業務に必要な費用への充当等）

第八条の三 センターは、前条第一項の規定により読み替えて適用する第二十二條第一項に規定する投票法第十三条に規定するスポーツ振興投票券の売上金額の百分の五を超えない範囲内において文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額（以下「特定金額」

定金額」という。)を、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であつて特に必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務(以下「特定業務」という。)に必要な費用に充てるものとする。

2 「略」

(平成二十八事業年度から令和五事業年度までの各事業年度における収益の算定方法等の特例)

第八条の四 センターの平成二十八事業年度から令和五事業年度までの各事業年度における附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条、附則第八条の二第二項の規定により読み替えて適用する第三十七条第一項並びに投票法第二十一条第五項及び第二十二條並びに前条第一項の規定の適用については、附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条第一項中「百分の五」とあるのは「百分の十」と、「三分の一」とあるのは「四分の一」と、附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条第二項及び附則第八条の二第二項の規定により読み替えて適用する第三十七条第一項中「附則第八条の二第一項」とあるのは「附則第八条の四の規定により読み替えて適用する附則第八条の二第一項」と、附則第八条の二第二項

という。)を、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であつて緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務(以下「特定業務」という。)に必要な費用に充てるものとする。

2 「略」

(平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における収益の算定方法等の特例)

第八条の四 センターの平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条、附則第八条の二第二項の規定により読み替えて適用する第三十七条第一項並びに投票法第二十一条第五項及び第二十二條並びに前条第一項の規定の適用については、附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条第一項中「百分の五」とあるのは「百分の十」と、「三分の一」とあるのは「四分の一」と、附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条第二項及び附則第八条の二第二項の規定により読み替えて適用する第三十七条第一項中「附則第八条の二第一項」とあるのは「附則第八条の四の規定により読み替えて適用する附則第八条の二第一項」と、附則第八条の二第

の規定により読み替えて適用する投票法第二十一条第五項及び第二十二条中「附則第八条の二第一項」とあるのは「附則第八条の四の規定により読み替えて適用するセンター法附則第八条の二第一項」と、前条第一項中「前条第一項」とあるのは「次条の規定により読み替えて適用する前条第一項」と、「百分の五」とあるのは「百分の十」とする。

二項の規定により読み替えて適用する投票法第二十一条第五項及び第二十二条中「附則第八条の二第一項」とあるのは「附則第八条の四の規定により読み替えて適用するセンター法附則第八条の二第一項」と、前条第一項中「前条第一項」とあるのは「次条の規定により読み替えて適用する前条第一項」と、「百分の五」とあるのは「百分の十」とする。